



2022年5月13日

各 位

会 社 名 カンダホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 原島 藤壽
(コード:9059、東証スタンダード市場)
問合せ先 総 務 部 長 土屋 洋一
(TEL. 03-6327-1811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部を変更する件について、2022年6月28日開催予定の第109回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、新たに株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更を行うとともに、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を次のとおり行うものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に関する効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) その他所要の変更として、商号英文表記のドット「.」追加、株券電子化制度移行後当社定款上に不要な文言「実質株主名簿」を削除、「及び」・「又は」をひらがな表記に統一するものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、カンダホールディングス株式会社と称し、英文では Kanda Holdings Co.,Ltd と表示する。</p> <p>第 2 条～第 10 条 〈現行どおり〉</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び<u>手</u>手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条～第 14 条 〈現行どおり〉</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 15 条 〈現行どおり〉</p> <p><u>(株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>〈新設〉</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、カンダホールディングス株式会社と称し、英文では Kanda Holdings Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>第 2 条～第 10 条 〈現行どおり〉</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱い<u>および</u>手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条～第 14 条 〈現行どおり〉</p> <p>(招集者<u>および</u>議長)</p> <p>第 15 条 〈現行どおり〉</p> <p>〈削除〉</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際</p>

<p>第 17 条～第 18 条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 21 条 〈現行どおり〉</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第 22 条 〈現行どおり〉</p> <p>（招集者及び議長）</p> <p>第 23 条 〈現行どおり〉</p> <p>第 24 条～第 27 条 〈現行どおり〉</p> <p>（相談役及び顧問）</p> <p>第 28 条 〈現行どおり〉</p> <p>（報酬等）</p> <p>第 29 条 当社の取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 〈現行どおり〉</p>	<p><u>し、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 17 条～第 18 条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条～第 21 条 〈現行どおり〉</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第 22 条 〈現行どおり〉</p> <p>（招集者および議長）</p> <p>第 23 条 〈現行どおり〉</p> <p>第 24 条～第 27 条 〈現行どおり〉</p> <p>（相談役および顧問）</p> <p>第 28 条 〈現行どおり〉</p> <p>（報酬等）</p> <p>第 29 条 当社の取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 <u>（以下、「報酬等」という。）</u> は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 〈現行どおり〉</p>
--	--

第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役および監査役会
<p>第31条～第39条 〈現行どおり〉</p>	<p>第31条～第39条 〈現行どおり〉</p>
<p>(事業年度及び決算期)</p>	<p>(事業年度および決算期)</p>
<p>第40条 〈現行どおり〉</p>	<p>第40条 〈現行どおり〉</p>
<p>(剰余金の配当)</p>	<p>(剰余金の配当)</p>
<p>第41条 当会社の剰余金の配当は、事業年度末日の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>第41条 当会社の剰余金の配当は、事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当)</p>	<p>(中間配当)</p>
<p>第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。</p>	<p>第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p>
<p>第43条 〈現行どおり〉</p> <p>2. 未払の剰余金の配当、中間配当又はその他諸交付金には、利息をつけないものとする。</p>	<p>第43条 〈現行どおり〉</p> <p>2. 未払の剰余金の配当、中間配当またはその他諸交付金には、利息をつけないものとする。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるも</p>

	<p><u>のとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日
定款変更の効力発生日	2022年6月28日

以上